



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部
総務課法務文書室

定期第4117号 平成29年5月1日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
35	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	とくしまゼロ作戦課
36	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則	税務課
37	徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	農林水産政策課
38	徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則	農林水産総合技術支援センター

【訓令】

番号	表題	担当課名
2	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課 行政改革室
3	徳島県統括本部設置規程の一部を改正する訓令	同
5	徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	税務課

【公布された条例等のあらまし】

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）

- 一 応急仮設住宅の設置のために支出する費用等の限度額の引上げを行うこととした。
- 二 その他所要の改正を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、一及び二の一部については、平成二十九年四月一日から適用することとした。

徳島県条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

- 一 地方税法施行令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

- 一 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する沿岸漁業改善資金の貸付けの特例の適用期間を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

- 二 徳島県林業改善資金貸付規則の一部改正

1 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する林業改善資金の貸付けの特例の適用期間を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

2 その他所要の改正を行うこととした。

- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則（規則第三十八号）

- 一 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学の本科に置くコースを改めることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第三十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年徳島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「又は天幕の設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に改め、同1の(三)中「光熱水費及び」を「光熱水費並びに」に改め、同(三)のただし書を削り、同1中(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合、(三)の金額に、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することがあるものとする。

(五) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することがあるものとする。

別表第一の一の2を次のように改める。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失したことにより居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに供与するものとし、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）（民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）その他の適切な方法により供与するものをいう。）

(一) 建設型仮設住宅

建設型仮設住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することがあるものとする。

建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。

建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することがあるものとし、設置した戸数が五十戸未満の場合であつても、戸数に応じた小規模な施設を設置することがあるものとする。

福祉仮設住宅（高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与し、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置することがあるものとする。

建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項の規定による期限内とする。

建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

(二) 借上型仮設住宅

借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて、(一)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

借上型仮設住宅は、災害発生の日以後速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

借上型仮設住宅を供与する期間は、(一)と同様の期間とする。

別表第一の二の(一)中「、住家」を「又は住家」に、「受けて」を「受け、若しくは災害により現に」に改め、「及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者」を削り、同1の(三)中「及び」を「、」に、「千百十円」を「千百三十円」に改め、同1の(四)のただし書を削り、同表の三の1中「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「毀損し」を「毀損等により使用することができず」に改め、同三の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同3の(一)中

に改め、同3の(一)中

五三、〇〇〇円

を

五二、九〇〇円

に、

五五、〇

〇〇円

六四、三〇〇円

八〇、九〇〇円

を

五四、九〇〇円

六四、二〇〇円

八〇、八〇〇円

に改め、同表の六の2中「五十七万六千円」を「五十七万四千円」に

改め、同表の七の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の八の1中「毀損し」を「毀損等により使用することができず」に改め、同八の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同3の(二)の中「四千三百円」を「四千四百円」に改め、同(二)の中「四千六百円」を「四千七百円」に改め、同(二)の中「五千円」を「五千五百円」に改め、同表の九の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同3の(一)中「二十一万四百円」を「二十一万二百円」に改め、同3の(二)中「十六万八千三百円」を「十六万八千五百円」に改め、同表の十二の2中「一世帯当たり十三万四千八百円以内の額」を「これらの経費の市町村ごとの合計額を当該市町村内で障害物の除去を行った世帯数で除して得た額が十三万五千円以内となるようにするもの」に改め、同表の十三の1の(一)中「避難」の下に「に係る支援」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の一、二の1の(三)、八の3の(二)及び十二の2の規定は、平成二十九

年四月一日から適用する。

徳島県規則第三十六号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十九の三第一項中「第二十四条の四第一項」を「第二十四条の四第二項」に改め、同条第二項中「第二十四条の四第二項」を「第二十四条の四第四項」に、「同条第三項若しくは第五項」を「同条第三項各号若しくは第五項各号の指定の取消し若しくはこれら」に改める。

様式第一号の二十の二の二中「~~第24条の4~~第2項」を「~~第24条の4~~第4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第一号の二十の二に相当する改正前の様式第一号の二十の二による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県規則第三十七号

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第一条 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(徳島県林業改善資金貸付規則の一部改正)

第二条 徳島県林業改善資金貸付規則(平成十五年徳島県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「とする」を「と、同条第九号中「三年」とあるのは「六年」とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第三十八号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第十条関係）

- 一 農業生産技術コース
- 二 六次産業ビジネスコース

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第三の規定は、平成三十年以降に農業大学校の本科に入学する者について適用し、平成二十九年以前に農業大学校の本科に入学した者でこの規則の施行の際現に当該科に在学するものについては、なお従前の例による。

徳島県訓令第2号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第一項中「から前条まで」を「及び第七条」に改め、同条を第七条の六とし、第七条の四の次に次の一条を加える。

（徳島県大阪本部長への委任事務に関する徳島県名古屋事務所の事務所長の専決事項）
第七条の五 徳島県大阪本部長は、徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）第六条の規定により委任された事務のうち別表第四の四に掲げる事項を、徳島県名古屋事務所の事務所長（徳島県行政組織規則第十七条第二項に規定する事務所長をいう。同表において同じ。）に専決させることができる。

第九条の三第一項中「（昭和四十二年徳島県規則第十六号）」を削る。

第十四条第二項中「及び労働委員会事務局の事務局長は、それぞれ」を「の事務局長は、」に、「及び労働委員会事務局の調整課長は、それぞれ」を「は、」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「及び第八号」を「、第八号」に、「までに」を「まで及び第十九号に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 労働委員会事務局の事務局長は、当該補助執行に係る事務に関し、別表第三の財務関係事項中その一の表部長の欄第七号に掲げる事項及びその二の表の部長の専決事項の範囲内の事項を、労働委員会事務局の調整課長は、当該補助執行に係る事務に関し、別表第三の財務関係事項中その一の表課長の欄第一号、第二号の1から3まで、第三号、第八号から第十一号まで及び第十九号に掲げる事項並びにその二の表の課長の専決事項の範囲内の事項を専決するものとする。

別表第一県土整備部に属する事項の項に次の一号を加える。

十七 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十七号）に関する次のこと。

1 第七条第一項の規定による流域水管理計画の策定

2 第二十二條第一項の規定による災害危険区域の指定

別表第三財務関係事項その一の表課長の欄に次の一号を加える。

十九 通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六一七）第四條第二項の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定

別表第四消防保安課の項部長の欄第六号中「第四十五條第二項」を「第六十九條第二項」に改め、同項課長の欄第七号の1中「第四十六條第一項」を「第七十一條第一項」に改め、同号の2中「第四十七條第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同号の3中「第四十七條の二第一項」を「第七十三條第一項」に改め、同欄第八号中「第十二條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同表生活安全課の項の項名を「消費者くらし政策課」に改め、同表安全衛生課の項課長の欄第八号の1を次のように改める。

1 第二十一條の規定による指定検査機関の指定

別表第四安全衛生課の項課長の欄第八号の3中「当該職員」を「職員」に、「関係者に対する質問等」を「又は質問」に改め、同3を同号の10とし、同号の2中「指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の状況の」を削り、同2を同号の9とし、同号の1の次に次のように加える。

2 第二十三條第一項及び第三項の規定による公示

3 第二十六條第一項の規定による認可及び同条第三項の規定による解任命令

4 第二十八條第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による変更命令

5 第二十九條第一項の規定による認可

6 第三十一條の規定による監督命令

7 第三十二條第一項の規定による許可及び同条第三項の規定による公示

8 第三十三條第一項の規定による指定の取消し、同条第二項の規定による指定の取消し又は業務の停止命令及び同条第三項の規定による公示

別表第四安全衛生課の項課長の欄中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第二十二号を第二十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十三 美容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第三十二号）第八條第一項の規定による公表

別表第四安全衛生課の項課長の欄中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 理容師法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十八号）第八條第一項の規定による公表

別表第四統計戦略課の項の項名を「統計データ課」に改め、同表総務事務管理課の項課長の欄第一号の2中「（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六一七）」を削り、同2の（一）中「第四條」を「第四條第一項」に、「及び」を「並びに」に、「額」を「額及び特別急行列車等に係る利用区間」に改め、同表県民環境政策課の項部長の欄第一号の2中「特定非営利活動法人の設立の」を削り、同号の12中「第四十五條第一項（第五十一條第五項及び第六十三條第五項において準用する場合を含む。）」を「第四十四條第一項」に改め、同号の18中「認定特定非営利活動法人等の」を削り、「仮認定」を「特例認定」に改め、同18を同号の19とし、同号中17を18とし、14から16までを1ずつ繰り下げ、同号の13中

「第五十九条（第六十二条第五項において準用する場合を含む。）」を「第五十八条第一項」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同13を同号の14とし、同号の12の次に次のように加える。

13 第五十一条第二項の規定による有効期間の更新

別表第四県民環境政策課の項課長の欄第一号の1中「特定非営利活動法人の設立等の認証の申請に係る公告」を「公告又は公表」に改め、同号の2中「認定特定非営利活動法人の認定に係る」を削り、同号の3中「の規定による認定特定非営利活動法人の定款変更等に係る」を「（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同号の4中「認定特定非営利活動法人の認定失効に係る」を削り、同号の5中「認定特定非営利活動法人等に対する勧告内容の」及び「認定特定非営利活動法人等に対する改善命令に係る」を削り、同表次世代育成・青少年課の子ども・子育て支援室の項の項名を「こども未来応援室」に改め、同項部長の欄中第二号から第五号までを削り、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の二号を加える。

六 社会福祉法に関する次のこと。

- 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可
- 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
- 4 第四十五条の九第五項の規定による許可
- 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可
- 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定
- 7 第五十条第三項の規定による認可
- 8 第五十四条の六第二項の規定による認可
- 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他の必要な協力の要請
- 10 第五十五条の三第一項の規定による承認
- 11 第五十五条の四の規定による承認
- 12 第五十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項の規定による措置命令、同条第七項の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、同条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知
- 13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令
- 14 第五十七条の二第一項の規定による意見の陳述及び同条第二項の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請
- 15 第六十二条第二項の規定による許可
- 16 第七十一条の規定による改善命令
- 17 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若

しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令

七 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第十三条第三項第一号の規定による施設又は講習会の指定
- 2 第十三条の二第一項ただし書及び第三十二条の八第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可
- 3 第三十二条の十五第二項の規定による措置の内容等の報告
- 4 第三十二条の十六の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表
- 5 第三十四条の五第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
- 6 第三十四条の六の規定による事業の制限又は停止の命令
- 7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可、同条第九項の規定による通知及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認
- 8 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止命令

- 9 第四十七条第二項ただし書の規定による縁組の承諾の許可
 - 10 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し
 - 11 第五十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問、同条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び同条第七項の規定による市町村長への通知
- 別表第四次世代育成・青少年課の項部長の欄に次の四号を加える。

二 社会福祉法に関する次のこと。

- 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可
- 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
- 4 第四十五条の九第五項の規定による許可
- 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可
- 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定
- 7 第五十条第三項の規定による認可
- 8 第五十四条の六第二項の規定による認可
- 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請
- 10 第五十五条の三第一項の規定による承認
- 11 第五十五条の四の規定による承認
- 12 第五十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項の規定による措

置命令、同条第七項の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、同条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知

13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

14 第五十七条の二第一項の規定による意見の陳述及び同条第二項の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請

15 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に関する次のこと。

1 第十八条の六第一号の規定による指定保育士養成施設の指定

2 第十八条の八第二項の規定による保育士試験の実施

3 第十八条の九第一項の規定による指定試験機関の指定

4 第十八条の十九第一項の規定による保育士の登録の取消し及び同条第二項の規定による保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止命令

5 第三十四条の十四第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による措置命令及び同条第四項の規定による事業の制限又は停止の命令

6 第三十四条の十八の二第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査及び同条第三項の規定による事業の制限又は停止の命令

7 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置の認可、同条第九項の規定による通知及び同条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止の承認

8 第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査、同条第三項の規定による改善の勧告又は命令及び同条第四項の規定による事業の停止命令

9 第五十八条第一項の規定による児童福祉施設の設置認可の取消し

10 第五十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問、同条第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び同条第七項の規定による市町村長への通知

四 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）に関する次のこと。

1 第十一条の規定による試験事務の休廃止の許可

2 第十二条第一項の規定による指定試験機関の指定の取消し及び同条第二項の規定による指定試験機関の指定の取消し等

五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に関する次のこと。

1 第三条第一項又は第三項の規定による認定こども園の要件に適合している旨の認定

2 第七条第一項の規定による認定こども園の認定の取消し

3 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可及び同条第七項の規定による通知

- 4 第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
 - 5 第二十条の規定による改善勧告又は改善命令
 - 6 第二十一条第一項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令
 - 7 第二十二条第一項の規定による認可の取消し
- 別表第四次世代育成・青少年課の子ども・子育て支援室の項課長の欄中第四号から第七号までを削り、第十四号を第二十号とし、第十三号を第十九号とし、同号の前に次の七号を加える。
- 十二 社会福祉法に関する次のこと。
 - 1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定による情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供
 - 2 第六十三条第二項の規定による社会福祉施設の許可事項の変更の許可
 - 3 第六十七条第二項の規定による施設を必要としない第一種社会福祉事業の許可
 - 4 第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査（町村社会福祉協議会に係るものを除く。）
 - 十三 社会福祉法施行条例第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定
 - 十四 児童福祉法第五十九条の二の六の規定による市町村長への協力要請
 - 十五 児童福祉法施行令に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による児童相談所の設置等に係る報告
 - 2 第二十九条の規定による徳島県社会福祉審議会の意見の聴取
 - 3 第三十八条の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査
 - 十六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告
 - 十七 児童福祉法施行条例第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第九号及び第十号の規定による児童指導員の資格の認定
 - 十八 児童福祉法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十号）第二十条の規定による費用の基準の決定
- 別表第四次世代育成・青少年課の項課長の欄に次の八号を加える。
- 四 社会福祉法に関する次のこと。
 - 1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定による情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供
 - 2 第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査（町村社会福祉協議会に係るものを除く。）
- 五 社会福祉法施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十五号）第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定
 - 六 児童福祉法に関する次のこと。

- 1 第十八条の七第一項の規定による報告の徴収若しくは指導又は当該職員による検査
 - 2 第十八条の十第一項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の選任及び解任の認可並びに第十八条の十第二項（第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による役員等の解任命令
 - 3 第十八条の十三第一項の規定による試験事務規程の認可及び同条第二項の規定による試験事務規程の変更命令
 - 4 第十八条の十四の規定による指定試験機関の事業計画等の認可及び変更の認可
 - 5 第十八条の十五の規定による監督命令
 - 6 第十八条の十六第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査
 - 7 第十八条の十八第一項の規定による保育士登録簿への登録
 - 8 第十八条の二十の規定による登録の消除
 - 9 第三十五条第七項の規定による市町村の長に対する協議
 - 10 第五十九条の二第三項の規定による市町村長への通知
 - 11 第五十九条の二の五第二項の規定による市町村長への通知及び公表
 - 12 第五十九条の二の六の規定による市町村長への協力要請
- 七 児童福祉法施行令に関する次のこと。
- 1 第五条第三項の規定による承認及び同条第六項の規定による指定の取消し
 - 2 第十四条の規定による試験事務の実施
 - 3 第三十八条の規定による当該職員による児童福祉施設の実地検査
- 八 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）に関する次のこと。
- 1 第六条の九第四号の規定による保育士試験の受験資格の認定
 - 2 第六条の十一第一項及び第二項の規定による受験科目の免除
 - 3 第六条の十一の二第一項の規定による筆記試験及び実技試験の全部の免除
 - 4 第六条の十四第一項の規定による受験の停止又は合格の無効の決定及び同条第二項の規定による保育士試験を受けさせないことの決定
 - 5 第六条の三十六の規定による保育士登録簿の訂正等
- 九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三条第一項の規定による最低基準の向上の勧告
- 十 児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）第十一条の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十八条第二項第六号の規定による児童の遊びを指導する者の資格の認定
- 十一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に関する次のこと。
- 1 第三条第六項の規定による市町村の長に対する協議
 - 2 第八条第一項の規定による地方公共団体の機関に対する協議
 - 3 第十七条第五項の規定による市町村の長に対する協議
- 別表第四環境指導課の項部長の欄第一号の3中「一般廃棄物処理施設の構造又は規模の」を削り、「許可」の下に「及び同条第五項（第九条の三第十一項及び第十五条の二の六

第三項において準用する場合を含む。）の規定による確認」を加え、同号の4中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同号の5中「第九条の二の二」を「第九条の二の二第一項及び第二項」に改め、同号の26中「第十九条の八」を「第十九条の八第一項」に改め、同26を同号の29とし、同号中25を28とし、22から24までを3ずつ繰り下げ、同号の21中「廃棄物処理センターに対する」を削り、同21を同号の24とし、同号中20を23とし、同23の前に次のように加える。

22 第十五条の三の二第二項の規定による確認

別表第四環境指導課の頂部長の欄第一号の19中「第十五条の三」を「第十五条の三第一項及び第二項」に改め、同19を同号の21とし、同号の18中「産業廃棄物処理施設の」を削り、同18を同号の20とし、同号の17中「産業廃棄物処理施設の構造又は規模の」を削り、同17を同号の19とし、同号中16を18とし、15を17とし、14を16とし、同号の13中「第十四条の三の二」を「第十四条の三の二第一項及び第二項」に改め、同13を同号の15とし、同号中12を14とし、11を13とし、10を12とし、同12の前に次のように加える。

11 第十二条の六第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令

別表第四環境指導課の頂部長の欄第一号の9中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同9を同号の10とし、同号の8中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同8を同号の9とし、同号の7中「同条第三項」及び「同条第四項ただし書」の下に「（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加え、同7を同号の8とし、同号中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 第九条の二の三第二項の規定による確認

別表第四環境指導課の頂部長の欄第一号に次のように加える。

30 第十九条の十第一項の規定による措置命令

31 第二十一条の二第二項の規定による措置命令

別表第四環境指導課の頂部長の欄第四号の2中「特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する立入検査」を「職員による立入検査（特定建設資材廃棄物の再資源化等に係るものに限る。）」に改め、同項課長の欄第一号の1中「の規定」を「（第九条第二項において準用する場合を含む。）」の規定」に改め、同号の3中「の規定による特定一般廃棄物最終処分場に係る」を「（第十五条の二の四において準用する場合を含む。）」の規定による」に改め、同号の4及び5を削り、同号の6中「多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者の当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する計画及び当該計画の実施状況の」を削り、同6を同号の4とし、同号の7中「多量の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者の当該事業場に係る特別管理産業廃棄物の処理に関する計画及び当該計画の実施状況の」を削り、同7を同号の5とし、同号の8中「第十二条の六」を「第十二条の六第一項」に改め、同8を同号の6とし、同号中9を7とし、10から14までを2ずつ繰り上げ、15及び16を削り、同号の17中「廃棄物処理センターからの」を削り、「又は」の下に「職員による」を加え、同17を同号の13とし、同13の次に次のように加える。

14 第十五条の十八第一項の規定による指定区域台帳の調製

15 第十五条の十九第四項の規定による計画の変更命令

別表第四環境指導課の頂部長の欄第一号中18を16とし、同号の19中「立入検査」の下に「又は収去」を加え、同19を同号の17とし、同号の20中「第二十三条の三」を「第二十三

条の三第一項及び第二項」に改め、「許可等に関する」を削り、同20を同号の18とし、同号の21中「関係行政機関への照会等」を「照会又は協力の要請」に改め、同21を同号の19とし、同欄第四号の3中「特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の状況に関する」を削り、同表環境管理課の項部長の欄に次の一号を加える。

十七 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十八条第一項の規定による技術基準適合命令及び同条第二項の規定による報告

別表第四環境管理課の項課長の欄に次の一号を加える。

二十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に関する次のこと。

1 第二十八条第二項の規定による指導及び助言並びに同条第三項の規定による報告

2 第二十九条第二項の規定による報告の徴収及び同条第四項の規定による報告

3 第三十条第二項の規定による職員による立入検査又は質問及び同条第四項の規定による報告

別表第四保健福祉政策課の項を次のように改める。

<p>保健福祉政策課</p>		<p>一 地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三条の規定による保健所又は支所の設置、廃止等の報告</p> <p>2 第十条の規定による事業成績の報告</p> <p>二 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（保健福祉部に所属する職員に限る。）の指定</p>
----------------	--	---

別表第四保健福祉政策課の項の次に次のように加える。

<p>国民健康保険法 度改革 課</p>	<p>一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十七条第一項の規定による組合の設立の認可</p> <p>2 第二十四条の四（第八十六条）において準用する場合を含む。</p> <p>3 第二十四条の五（第八十六条）において準用する場合を含む。</p> <p>（の規定による特別代理人の選</p>	<p>一 国民健康保険法に関する次のこと。</p> <p>1 第二十七条第二項（第八十六条）において準用する場合を含む。</p> <p>（の規定による組合等の議決の認可</p> <p>2 第三十二条第二項（第八十六条）において準用する場合を含む。</p> <p>（の規定による組合等の解散の認可</p> <p>3 第四十五条第三項の規定によ</p>
------------------------------	---	--

任

4 第二十五条第一項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による理事に対する指揮

5 第三十二条の二第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による財産の処分

6 第四十一条第一項の規定による保険医療機関等の指導

7 第四十五条の二第一項の規定による保険医療機関等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査及び同条第五項の規定による厚生労働大臣への通知

8 第五十四条の二の二の規定による指定訪問看護事業者等の指導

9 第五十四条の二の三第一項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、指定訪問看護事業者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知

10 第七十二条の二第一項の規定による都道府県調整交付金の交付

11 第八十条第一項の規定による滞納処分の認可

12 第八十四条第一項の規定による連合会の設立の認可

13 第八十八条第一項の規定による措置命令、同条第二項の規定に

る保険医療機関等の診療報酬の額に係る別段の定め

4 第八十九条第一項の規定による審査委員会による報告等の要求等の承認

5 第六十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査

6 第一百四十四条第一項の規定による医師等に対する報告若しくは診療録等の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による被保険者等に対する報告の命令又は当該職員による質問

二 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）に関する次のこと。

1 第七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による組合等の設立認可の告示及び第七条第二項（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による組合等の規約の変更認可の告示

2 第二十五条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による組合等の解散の告示

三 高齢者の医療の確保に関する法律第六十一条第一項の規定による医師等に対する報告若しくは診療録等の提示の命令又は当該職員による質問及び同条第二項の規定による被保険者等に対する報告の命令又は当該職員による質問

よる役員の改任命令、同条第三項の規定による役員改任及び同条第四項の規定による組合又は連合会の解散命令

二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に関する次のこと。

1 第四十四条第四項の規定による滞納処分

2 第六十六条第一項の規定による保険医療機関等及び保険医等の指導並びに同条第二項の規定による学識経験者の立会いの決定

3 第七十二条第一項の規定による保険医療機関等に対する報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知

4 第三十四条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査

5 第五十二条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第四医療政策課の項を次のように改める。

<p>医療政策課</p>	<p>一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第十九条第一項の規定による死体の保存の許可</p> <p>二 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第二条の規定による認定の取消しの申出</p>	<p>一 死体解剖保存法施行令第五条第二項の規定による住所変更の通知</p> <p>二 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）に関する次のこと。</p> <p>1 第十五条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）</p>
--------------	---	--

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による地域医療支援病院の名称使用の承認
- 2 第二十七条の二第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令
- 3 第二十八条の規定による病院の管理者の変更命令
- 4 第二十九条第一項の規定による病院の開設許可の取消し又は閉鎖命令、同条第二項の規定による病院の開設許可の取消し及び同条第三項の規定による地域医療支援病院の名称使用の承認の取消し
- 5 第三十条の十一の規定による病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関する勧告
- 6 第三十条の十二第二項の規定による勧告
- 7 第三十条の十三第三項の規定による市町村その他の官公署に対する情報の提供の要請、同条第四項の規定による報告された事項の公表、同条第五項の規定による報告又は報告内容の是正の命令及び同条第六項の規定による命令に従わなかつた旨の公表
- 8 第三十条の十四第一項の規定による関係者との協議及び同条第三項の規定による協議への参加要求
- 9 第三十条の十五第一項の規定による書面の提出要求、同条第

の規定による指示

- 2 第十六条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し

三 徳島県医師修学資金等貸与条例に関する次のこと。

- 1 第二条の二第一号の規定による専門医研修医療機関の認定
 - 2 第五条第一項の規定による貸与契約の解除、同条第二項の規定による休止、同条第三項の規定による保留、同条第四項の規定による貸与契約の解除及び同条第五項の規定による休止
 - 3 第六条第一項の規定による返還の債務の免除、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による業務に従事することができない期間の認定及び同条第三項の規定による返還の債務の免除
 - 4 第七条第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による返還の期限の決定
 - 5 第八条の規定による返還の債務の全部又は一部の免除
 - 6 第九条の規定による返還の債務の履行の猶予
- 四 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則に関する次のこと。
- 1 第二条第一項及び第三項の規定による医師修学資金貸与申請書等の提出期日の決定
 - 2 第五条第二項の規定による入学金及び授業料の貸与時期の決定、同項ただし書の規定による生活費の貸与方法の特例の決定並びに同条第四項ただし書の規定による専門医研修資金の貸与方法の特例の決定

- 二項の規定による協議への参加要求、同条第四項の規定による徳島県医療審議会への出席要求及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令等
- 10 第三十条の十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示等
- 11 第三十条の十七の規定による勧告
- 12 第三十条の二十四の規定による必要な協力の要請
- 13 第二十五条第一項の規定による命令及び同条第二項の規定による運営に関する必要な指示
- 14 第四十四条第一項の規定による医療法人の設立の認可及び同条第三項の規定による医療法人の名称等の定め
- 15 第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書の規定による認可
- 16 第四十六条の五の三第二項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
- 17 第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可
- 18 第五十四条の九第三項の規定による認可
- 19 第五十五条第六項の規定による認可
- 20 第五十六条の十二第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述
- 21 第五十八条の二第四項（第五十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による認可
- 22 第六十条の三第四項（第六十条の三において準用する場合

- 五 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）に関する次のこと。
 - 1 第二条第一号口の規定による外国の大学院の修士課程の認定及び同条第四号の規定による要件の設定
 - 2 第三条ただし書の規定による修学資金の貸与方法の特例の決定
 - 3 第六条第一項の規定による貸与契約の解除、同条第二項の規定による休止及び同条第三項の規定による保留
 - 4 第七条の規定による返還の債務の免除
 - 5 第九条の規定による返還の債務の全部又は一部の免除
 - 6 第十条の規定による返還の債務の履行の猶予
- 六 徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年徳島県規則第八十号）に関する次のこと。
 - 1 第二条の規定による修学資金貸与申請書の提出期日の決定
 - 2 第十条第二項の規定による返還方法及び返還額の変更の承認

-
-
- を含む。)の規定による認可
- 23 第六十三条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 24 第六十四条第一項の規定による改善命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令又は役員了解任勧告
- 25 第六十四条の二第一項の規定による社会医療法人の認定の取消し又は収益業務の停止命令
- 26 第六十五条及び第六十六条の規定による医療法人の設立の認可の取消し
- 27 第七十条第一項の規定による認定
- 28 第七十条の十五において準用する第五十五条第六項の規定による認可
- 29 第七十条の十五において準用する第五十六条の十二第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述
- 30 第七十条の十八第一項において準用する第五十四条の九第三項の規定による認可
- 31 第七十条の十九第一項の規定による認可
- 32 第七十条の二十において準用する第六十三条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 33 第七十条の二十において準用する第六十四条第一項の規定による改善命令及び第七十条の二十において準用する第六十四条第二項の規定による業務の停止命令又は役員了解任勧告
- 34 第七十条の二十一第一項及び第二項の規定による医療連携推
-

進認定の取消し

四 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の医療法第五十六条第二項及び第三項の規定による医療法人の財産の処分に関する認可

五 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第二号の規定による歯科衛生士養成所の指定

六 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）に関する次のこと。

1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

2 第十四条第二号の規定による歯科技工士養成所の指定

七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に関する次のこと。

1 第九条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

2 第二十条第一号の規定による診療放射線技師養成所の指定

八 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）に関する次のこと。

1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

2 第十五条第一号の規定による臨床検査技師養成所の指定

九 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百二十七号）に関する次のこと。

1 第七条第二項の規定による厚生労働大臣への具申

-
- 2 第十一条第一号及び第二号の規定による理学療法士養成施設の指定
 - 3 第十二条第一号及び第二号の規定による作業療法士養成施設の指定
 - 十 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）に関する次のこと。
 - 1 第八条第二項の規定による厚生労働大臣への具申
 - 2 第十四条第一号及び第二号の規定による視能訓練士養成所の指定
 - 十一 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号までの規定による臨床工学技士養成所の指定
 - 十二 言語聴覚士法（平成九年法律第三百二十二号）第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の規定による言語聴覚士養成所の指定
 - 十三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項第二号の規定によるはり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設の認定並びに同条第三項の規定による変更の承認
 - 十四 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項の規定による柔道整復師養成施設の指定
 - 十五 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三三号）に関する次のこと。
 - 1 第十九条第二号の規定による保健師養成所の指定
 - 2 第二十条第二号の規定による
-

<p>広域 医療 室</p>	<p>十九 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二十条の規定による救急病院等の認定及び告示</p> <p>二十 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号及び第四号の規定による救急救命士養成所の指定</p>	
	<p>助産師養成所の指定</p> <p>3 第二十一条第三号の規定による看護師養成所の指定</p> <p>4 第二十二条第二号の規定による准看護師養成所の指定</p> <p>十六 地方独立行政法人法に関する次のこと。</p> <p>1 第二十二条第一項の規定による業務方法書の認可</p> <p>2 第二十六条第四項の規定による中期計画の変更命令</p> <p>3 第四十一条第一項ただし書の規定による限度額を超える短期借入金の認可及び同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの認可</p> <p>十七 徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）第六条第一項第一号の規定による臨床研修に従事する病院の指定</p> <p>十八 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）第四条第三号の規定による公的医療機関等の指定</p>	

別表第四健康増進課の項部長の欄第十四号中8を16とし、7を15とし、6を14とし、同14の前に次のように加える。

13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

別表第四健康増進課の項部長の欄第十四号の5中「検査」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告、」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による

。 弁明の機会の付与及び通知」を加え、同5を同号の12とし、同12の前に次のように加える。

8 第五十四条の六第二項の規定による認可

9 第五十五条の二第二項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請

10 第五十五条の三第一項の規定による承認

11 第五十五条の四の規定による承認

別表第四健康増進課の項部長の欄第十四号の4中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に改め、「合併の」を削り、同4を同号の7とし、同号中3を6とし、同号の2中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「定款の変更」を「定款変更」に改め、同2を同号の5とし、同号の1の次に次のように加える。

2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）

（ ）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 第四十五条の九第五項の規定による許可

別表第四健康増進課の項部長の欄第十一号を次のように改める。

十一 社会福祉法に関する次のこと。

1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定による情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供

2 第七十条の規定による社会福祉事業を営業者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査

別表第四地域福祉課の項部長の欄第一号中「こと」の下に「（2から14までにあつては、市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）」を加え、同号の2中「（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）」を削り、同号中11を19とし、8から10までを8ずつ繰り下げ、7を15とし、同15の前に次のように加える。

14 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

別表第四地域福祉課の項部長の欄第一号の6中「検査（市町村社会福祉協議会に係るものを除く。）」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告、」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知」を加え、同6を同号の13とし、同13の前に次のように加える。

9 第五十四条の六第二項の規定による認可

10 第五十五条の二第二項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請

11 第五十五条の三第一項の規定による承認

12 第五十五条の四の規定による承認

別表第四地域福祉課の項部長の欄第一号の5中「第四十九条第二項」を「第五十条第三

項」に改め、「合併の」及び「(市町村社会福祉協議会に係るものを除く。)」を削り、同5を同号の8とし、同号の4中「(市町村社会福祉協議会に係るものを除く。)」を削り、同4を同号の7とし、同号の3中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「定款の変更」を「定款変更」に改め、「(市町村社会福祉協議会に係るものを除く。)」を削り、同3を同号の6とし、同号の2の次に次のように加える。

- 3 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 4 第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)(の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

- 5 第四十五条の九第五項の規定による許可

別表第四地域福祉課の項部長の欄第五号中「、第三十九条第一号から第三号まで並びに第四十条第二項第二号」を「並びに第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号」に改め、同項課長の欄第一号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定による情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供

別表第四長寿いきがい課の項部長の欄第一号中9を17とし、8を16とし、7を15とし、6を14とし、同14の前に次のように加える。

- 13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

別表第四長寿いきがい課の項部長の欄第一号の5中「検査」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告、」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知」を加え、同5を同号の12とし、同12の前に次のように加える。

- 8 第五十四条の六第二項の規定による認可

- 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項(第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定による支援及び第五十五条の二第十項(第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定による資料の提供その他必要な協力の要請

- 10 第五十五条の三第一項の規定による承認

- 11 第五十五条の四の規定による承認

別表第四長寿いきがい課の項部長の欄第一号の4中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に改め、「合併の」を削り、同4を同号の7とし、同号中3を6とし、同号の2中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「定款の変更」を「定款変更」に改め、同2を同号の5とし、同号の1の次に次のように加える。

- 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
- 3 第四十五条の六第二項(第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。)(の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

- 4 第四十五条の九第五項の規定による許可

別表第四長寿いきがい課の項課長の欄第一号中2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定によ

る情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第四号の8中「第二十四条の四十」を「第二十四条の四十第一項」に改め、同欄第六号中9を17とし、8を16とし、7を15とし、6を14とし、同14の前に次のように加える。

13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第六号の5中「検査」を「立入検査」に、「解職勧告及び」を「解職勧告、」に改め、「解散命令」の下に「並びに同条第九項の規定による弁明の機会の付与及び通知」を加え、同5を同号の12とし、同12の前に次のように加える。

8 第五十四条の六第二項の規定による認可

9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の第二十項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請

10 第五十五条の三第一項の規定による承認

11 第五十五条の四の規定による承認

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第六号の4中「第四十九条第二項」を「第五十条第三項」に改め、「合併の」を削り、同4を同号の7とし、同号中3を6とし、同号の2中「第四十三条第一項」を「第四十五条の三十六第二項」に、「定款の変更」を「定款変更」に改め、同2を同号の5とし、同号の1の次に次のように加える。

2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任

3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項において準用する場合を含む。）

（ ）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任

4 第四十五条の九第五項の規定による許可

別表第四障がい福祉課の項部長の欄第五号中2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

1 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項の規定による情報の提供の要請並びに同条第六項の規定による情報の提供

別表第四企業支援課の項部長の欄中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を削り、第十三号を第十五号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の規定による認定

十四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第九条第一項から第三項までの規定による認定の取消し
別表第四企業支援課の項部長の欄第十号を次のように改める。

十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に関する次のこと。

1 第十三条第一項の規定による確認及び同条第四項の規定による確認の取消し

2 第十六条第一項の規定による確認

3 第十七条第一項及び第二項の規定による確認

4 第十八条第一項の規定による確認の取消し

別表第四新産業戦略課の項の項名を「新未来産業課」に改め、同表国際企画課の項の項名を「国際課」に改め、同表農林水産政策課の項部長の欄第一号中「第七条第一号」を「第十一条第一号」に改め、同欄第六号から第八号までを次のように改める。

六 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十一条第三項前段の規定による措置の実施及び同項後段の規定による公告並びに同条第四項の規定による費用の徴収

七 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する土地等の譲与に係る同法第一条の規定による改正前の農地法第七十四条の二第三項の規定による譲与通知書の交付

八 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと。

1 第四条第五項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び第四条第七項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備基本方針の公表

2 第六条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域の指定の公告

3 第七条第一項の規定による農業振興地域の区域の変更

4 第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定

5 第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更

別表第四農林水産政策課の項部長の欄中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関する次のこと。

1 第四十二条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による公告

2 第四十四条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による変更命令

3 第四十六条第一項の規定による許可及び同条第二項の規定による公告

4 第四十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

5 第四十九条の規定による監督命令

6 第五十条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による公告

別表第四農林水産政策課の項部長の欄に次の一号を加える。

十一 都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）第十条第一項の規定による地方計画の策定及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表

別表第四農林水産政策課の項部長の欄第八号の20中「理事」を「一時理事」に改め、同欄第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 農地法に関する次のこと（1から3まで、5、7、8、11、12、16及び17にあつては、総合農政局の所管区域内におけるものを除く。）。

1 第四条第一項本文の規定による農地の転用の許可、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項（第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

2 第五条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可及び同条第四項の規定による国又は都道府県等との協議

- 3 第十八条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可
- 4 第十八条第三項の規定による意見の聴取
- 5 第二十八条第一項の規定による和解の仲介及び同条第二項の規定による和解の仲介を行わせる小作主事その他の職員の指定
- 6 第三十八条第一項の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定の申請があつたときの公告
- 7 第三十八条第一項の規定による裁定の申請があつたときの農地の所有者等への通知及び意見書を提出する機会の付与
- 8 第三十九条第一項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地中間管理権等の設定に関する裁定
- 9 第三十九条第四項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- 10 第四十条第一項の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定をした旨の公告
- 11 第四十条第一項の規定による農地中間管理権の設定に関する裁定をした旨の通知
- 12 第四十二条第三項の規定による利用権の設定に関する裁定をした旨の通知
- 13 第四十三条第三項の規定による利用権の設定に関する裁定をした旨の公告
- 14 第四十九条第一項の規定による立入調査、測量又は障害となる竹木等の除去若しくは移転（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）及び第四十九条第三項の規定による通知又はこれに代わる公示（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
- 15 第五十条の規定による報告の要求（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）
- 16 第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分
- 17 第五十一条の二第一項の規定による農地に関する情報の利用又は提供及び同条第二項の規定による農地に関する情報の提供の要請
- 16 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条第二号の規定による土地の指定
 - 2 第二十六条の規定による通知
- 別表第四農林水産政策課の項課長の欄中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号の次に次の二号を加える。
- 17 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと（3、5、7から10まで、12及び13にあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。
 - 1 第三条の二第四項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - 2 第六条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村との協議及び第六条第六項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への報告

- 3 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意
 - 4 第九条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村の同意の取得
 - 5 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決
 - 6 第十二条（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備計画の公告等
 - 7 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する指示
 - 8 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可
 - 9 第十五条の規定による土地利用に関する調停
 - 10 第十五条の二第一項本文の規定による農用地区域内における開発行為の許可及び同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議
 - 11 第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - 12 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分
 - 13 第十五条の四第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表
 - 18 農業委員会等に関する法律に関する次のこと。
 - 1 第四十二条第四項の規定による公告
 - 2 第四十五条第一項の規定による認可
- 別表第四林業戦略課の項部長の欄第二号の1中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同号の2中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同号の3中「第八条」を「第九条」に改め、同号の4中「第九条第二号」を「第十条第二号」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第八号の4中「第一百八条第二項及び第三項」を「第一百八条第一項」に改め、同欄第九号中「第七条第三項（」の下に「同令」を加え、同表農山漁村振興課の項部長の欄第十二号から第十五号までを次のように改める。
- 12 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第五条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣に対する協議
 - 13 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第八項の規定による基盤整備計画に係る同意
 - 2 第八条第六項の規定による所有権移転等促進計画の承認
 - 14 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表及び農林水産大臣への報告並びに同条第五項の規定による基本方針の変更

2 第三十二条の規定による農林漁業体験民宿業団体の指定

3 第三十四条の規定による農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令

4 第三十五条の規定による農林漁業体験民宿業団体に対する指定の取消し

十五 中山間地域等直接支払制度に係る県特認基準の決定

別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第十六号及び第十七号を削り、同項課長の欄第五号及び第六号を次のように改める。

五 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村への通知及び農林水産大臣への報告

六 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による農林漁業体験民宿業団体からの報告の徴収及び当該職員による立入検査

別表第四農山漁村振興課の項課長の欄第七号から第十四号までを削り、同表農業基盤課の項の項名を「生産基盤課」に改め、同項部長の欄第六号中4を6とし、3を5とし、2を4とし、同4の前に次のように加える。

3 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令（徳島県南部総合農政局の所管区域内におけるものを除く。）

別表第四農業基盤課の項部長の欄第六号の1中「海岸法施行令」の下に「（昭和三十一年政令第三百三十二号）」を加え、同1を同号の2とし、同2の前に次のように加える。

1 第五条第二項の規定による市町村長が管理する海岸保全区域の指定、同条第四項の規定による管理区域の決定並びに同条第八項の規定による指定等又は指定等の変更の公示及び報告

別表第四農業基盤課の項部長の欄第九号から第十三号までを次のように改める。

九 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）に関する次のこと。

1 第六条第二項の規定による漁港の指定及び同条第五項の規定による漁港の指定の変更又は指定の取消し

2 第二十五条第二項の規定による協議等

3 第三十七条第一項の規定による漁港施設の処分の許可（徳島県南部総合農政局の所管区域内におけるものにあつては、国との協議を要するものに限る。）及び同条第二項の規定による原状回復命令

4 第三十八条の規定による漁港施設の利用等の認可

十 徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと（徳島県南部総合農政局の所管区域内におけるものを除く。）。

1 第二条第一項の規定による甲種漁港施設の維持運営計画の策定

2 第七条第一項の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の指定

3 第十六条の規定による監督処分

4 第十七条第一項の規定による公益上の必要による許可の取消し等

十一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による埋立ての免許

2 第六条第三項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに伴う補償等の協議の調わなとき等の裁定

- 3 第十条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代替施設の設置又は補償の命令
- 4 第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可等
- 5 第十四条第一項（同条第四項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可等
- 6 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可
- 7 第二十二條第一項の規定による竣功の認可
- 8 第二十五条の規定による埋立てによつて不用となつた国有地の下付
- 9 第二十七条第一項本文の規定による埋立地に関する権利の処分の許可及び同条第三項の規定による国土交通大臣との協議
- 10 第二十九条第一項本文の規定による埋立地の用途変更の許可及び同条第三項の規定による国土交通大臣との協議
- 11 第三十一条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事施行区域内にある物件の除却命令
- 12 第三十二条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による竣功認可前の違法行為等に対する矯正命令及び第三十二条第二項の規定による損害の補償命令
- 13 第三十三条第一項の規定による竣功認可後の違法行為に対する矯正命令及び同条第二項の規定による国土交通大臣への報告
- 14 第三十四条第一項ただし書の規定による埋立免許の効力の復活及び同条第二項の規定による免許条件の変更
- 15 第三十五条第一項ただし書（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による原状回復義務の免除及び第三十五条第二項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による土砂等を無償で国の所有に属させることの決定
- 16 第四十二条第一項の規定による国が埋立てをする場合の承認
- 17 第四十三条の規定による国が埋め立てた土地を公共団体に帰属させることの決定
- 12 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）に関する次のこと。
 - 1 第十六条第二項の規定による埋立地の価額の認定
 - 2 第三十二条の規定による認可申請
 - 13 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十一条の四第一項の規定による境界確定のための調査及び同条第二項の規定による境界の決定（徳島県南部総合県民局の所管区域以外の区域における漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。）
- 別表第四農業基盤課の項課長の欄第一号中「こと」の下に「（1から11まで及び13にあつては、漁港海岸区域に係るものに限る。かつ、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同号中6を18とし、3から5までを12ずつ繰り下げ、2を14とし、同14の前に次のように加える。

13 第二十三条第一項及び第二項の規定による災害時における緊急措置
別表第四農業基盤課の項課長の欄第一号中1を12とし、同12の前に次のように加える。

- 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可
 - 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可
 - 3 第十二条第一項から第三項までの規定による監督処分、同条第四項の規定による必要な措置の執行、同条第五項の規定による他の施設等の保管、同条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）、第十二条第七項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第八項の規定による施設等の廃棄の決定
 - 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承認
 - 5 第十四条の三第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者が定める操作規程の承認
 - 6 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
 - 7 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用
 - 8 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査
 - 9 第二十一条第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の改良等の命令
 - 10 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による操作規程の策定等の勧告及び同条第四項の規定による当該勧告に従わなかつた旨の公表
 - 11 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の管理につき必要な措置命令
- 別表第四農業基盤課の項課長の欄第五号中「の採択」を「（水産関係施設に係るものを除く。）の採択」に改め、同欄第九号を削り、同欄第八号の5中「事業処理」を「事務処理」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 農林水産業施設災害復旧事業（水産関係施設に係るものに限る。）の補助金の交付に關する事務の処理
 - 別表第四農業基盤課の項課長の欄第十号から第十三号までを次のように改める。
 - 十 漁港漁場整備法に關する次のこと（2から5までについては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。
 - 1 第六条第七項の規定による農林水産大臣への報告及び同条第十項の規定による漁港の指定等の告示
 - 2 第二十四条第一項後段の規定による他人の土地等への立入り又は一時使用の許可
 - 3 第三十九条第一項の規定による行為の許可及び同条第四項の規定による協議
 - 4 第三十九条の二第一項の規定による許可の取消し又は原状回復命令等及び同条第二項の規定による措置命令
 - 5 第四十一条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、立入り、測量、検査又は質問
 - 十一 漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第二十八条第四項の規定による漁港管理者の指定等の報告
 - 十二 徳島県漁港管理条例に關する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

- 1 第二条第二項の規定による乙種漁港施設の維持運営に関する資料の提出の要求又は必要な事項の勧告
- 2 第四条第二項本文の規定による甲種漁港施設（基本施設を除く。）を滅失し、又は損傷した者に対する指示
- 3 第五条第一項の規定による危険物等を積載した船舶の停泊等の場所の指示及び同条第二項の規定による危険物等を荷役することの許可
- 4 第六条の規定による漂流物の除去命令
- 5 第七条第二項の規定による漁獲物等の陸揚げ又は船積みを行う者に対する必要な指示並びに同条第三項ただし書の規定による陸揚輸送及び出漁準備のための区域の利用の許可
- 6 第九条第一項の規定による甲種漁港施設の占用等の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による占用の期間の延長
- 7 第十条第二項の規定による使用料等の減免又は分納の決定及び同条第三項ただし書の規定による使用料等の還付
- 十三 公有水面埋立法に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧及び意見の聴取並びに第三条第二項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県知事に対する通知
 - 2 第十一条（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による免許等の告示
 - 3 第十三条の規定による工事の着手及び竣功の時期の指定
 - 4 第二十二条第二項の規定による竣功認可を行った旨の告示及び地元市町村長に対する書面等の送付
 - 5 第二十三条第一項ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用許可及び同条第二項の規定による主務大臣への報告
 - 6 第三十条の規定による埋立ての免許条件の範囲内における義務の命令
- 別表第四農業基盤課の項課長の欄に次の二号を加える。
 - 十四 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。
 - 1 第四条の規定による関係住民への周知
 - 2 第八条ただし書（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置の許可
 - 3 第十二条第一項本文の規定による意見書を差し出すべき旨の告知及び同項ただし書の規定による告示
 - 4 第十三条本文の規定による裁定書の謄本の交付及び同条ただし書の規定による告示
 - 5 第十五条第二項の規定による申請の要領等を差し出すべき旨の告知並びに同条第四項の規定による期間の指定及び申請者に対する通知
 - 6 第二十四条の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可及び承継の届出の告示

十五 国有財産法に関する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域以外の区域における漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。）。

1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

2 第三十一条の二第一項の規定による他人が占有する土地への立入り

3 第三十一条の三第一項の規定による境界決定のための協議

別表第四県土整備政策課の項部長の欄第一号中「土地収用法」の下に、「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を加え、同表建設管理課の項を次のように改める。

建設管理課	建設管理課
<p>一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第四条第一項の規定による実施に関する指針の策定</p> <p>二 徳島県契約事務規則第十五条第二項（同規則第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札参加資格の認定及び審査結果の通知</p> <p>三 建設業法に関する次のこと。</p> <p>1 第十九条の五の規定による発注者に対する勧告</p> <p>2 第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の実施</p> <p>3 第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析の実施及び同条第五項の規定による公示</p> <p>4 第二十七条の三十八の規定による報告の徴収</p> <p>5 第二十八条第一項の規定による建設業者に対する指示、同条第二項の規定による許可を受けないで建設業を営む者に対する指示、同条第三項の規定による営業の全部又は一部の停止命令、同条第四項の規定による建設業者に対する指示、同条第五項の規定による営業の全部又は一部の停止命令及び同条第七項の規定による注文者に対する措置</p>	<p>一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと（2から8までにあつては、県外業者に係るものに限る。）。</p> <p>1 第四条第二項の規定による公表</p> <p>2 第二十一条第一項の規定による登録及び同条第二項の規定による登録の更新</p> <p>3 第二十四条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項の規定による通知</p> <p>4 第二十五条第二項の規定による変更があつた事項の登録</p> <p>5 第二十六条の規定による解体工事業者登録簿の閲覧</p> <p>6 第二十七条第一項の規定による廃業等の届出の受理</p> <p>7 第二十八条の規定による登録の抹消</p> <p>8 第三十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令</p> <p>二 地方自治法施行令第六十七條の五第二項（同令第六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による県が発注する建設工事の契約に係る一般競争入札の参加者の資格の公示</p> <p>三 建設業法に関する次のこと。</p> <p>1 第二十七条の二十六第四項の規定による報告又は資料の提出</p>

の勧告

- 6 第二十九条の規定による許可の取消し（同条第一項第四号に係るものを除く。）
 - 7 第二十九条の第二項の規定による許可の取消し
 - 8 第二十九条の第三項の規定による建設工事の施工の差止命令
 - 9 第二十九条の四の規定による営業を開始することの禁止
 - 10 第三十一条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
 - 11 第四十一条の規定による建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告
 - 12 第四十二条第一項の規定による公正取引委員会に対する措置の請求及び同条第二項の規定による中小企業庁長官に対する通知
- 四 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第五条第一項の規定による閲覧規則の制定

の要求

- 2 第二十七条の二十七の規定による経営規模等評価の結果の通知
- 3 第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定による総合評定値の通知
- 四 建設業法施行令第五条第一項の規定による建設業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の告示
- 五 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に関する次のこと（県外業者に係るものに限る。）。
 - 1 第二十一条第一項又は第三項の規定による登録
 - 2 第二十三条第三項の規定による登録簿謄本の交付及び閲覧
 - 3 第二十四条第一項の規定による登録の拒否
 - 4 第二十五条第一項の規定による変更の届出の受理
 - 5 第二十六条の規定による廃業等の届出の受理
 - 6 第二十七条第一項の規定による登録の抹消
 - 7 第三十二条第二項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令
 - 8 第三十三条第三項の規定による浄化槽工事業の開始等の届出の受理
- 六 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第四条第一項の規定による打刻又は打刻された記号の検認
- 七 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第十条の規定による申請書副本の送付及び打刻し、又は検認した記号等の通知

別表第四道路整備課の項部長の欄第四号中31を33とし、18から30までを2ずつ繰り下げ、17の次に次のように加える。

18 第四十八条の二十第一項の規定による道路協力団体の指定

19 第四十八条の二十二第二項の規定による道路協力団体の指定の取消し

別表第四道路整備課の項課長の欄第二号中19を21とし、18を20とし、17の次に次のように加える。

18 第四十八条の二十第二項及び第四項の規定による公示

19 第四十八条の二十二第四項の規定による公示

別表第四道路整備課の項の次に次のように加える。

高規格 道路課		
	<ul style="list-style-type: none"> 一 請負対象額が一件二億円以上の 土木工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の 土木工事（災害復旧土木工事を除く。）の請負契約の締結 三 土木工事に必要な一件二億円以上の土地等の取得又は使用に係る契約の締結 四 土木工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円以上の損失補償に係る契約の締結 	<ul style="list-style-type: none"> 一 請負対象額が一件二億円未満の 土木工事の施行 二 請負対象額が一件二億円未満の 土木工事（災害復旧土木工事を除く。）の請負契約の締結 三 土木工事に必要な一件二億円未満の土地等の取得又は使用に係る契約の締結 四 土木工事に必要な土地等の取得又は使用に伴う一件二億円未満の損失補償に係る契約の締結

別表第四都市計画課の項部長の欄第四号の1中「協議」を「協議」に改め、同項課長の欄第二号の3中「に規定する」を「の規定による」に改め、同表住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十三号を削り、同欄第三十四号中8を14とし、2から7までを6ずつ繰り下げ、1を7とし、同7の前に次のように加える。

1 第八条の規定による指導及び助言

2 第十二条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付

3 第十三条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付

4 第十四条第一項の規定による是正措置の命令

5 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

6 第十九条第二項の規定による指示及び同条第三項の規定による措置命令

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄中第三十四号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条の規定による書面の交付（昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づき建築主事の所管区域を指定する件）の表の備考に掲げる

建築物等に係るものに限る。)

別表第四河川整備課の水資源・流域振興室の項の項名を「流域水管理推進室」に改め、同表運輸政策課の港湾空港経営室の項課長の欄第四号の3中「港湾隣接地域の指定の」を「公告及び」に改め、同号中4を12とし、3の次に次のように加える。

- 4 第三十七条の三第一項の規定による公募占用指針の策定、同条第六項の規定による意見聴取及び同条第七項の規定による公示
- 5 第三十七条の五第一項の規定による審査、同条第二項の規定による評価、同条第三項の規定による占用予定者の選定、同条第四項の規定による意見聴取及び同条第五項の規定による通知
- 6 第三十七条の六第一項の規定による指定及び認定並びに同条第二項（第三十七条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示
- 7 第三十七条の七第一項の規定による認定
- 8 第三十七条の九の規定による承認
- 9 第三十七条の十第一項の規定による認定の取消し及び同条第二項の規定による公示
- 10 第四十五条の四第一項の規定による協定の締結
- 11 第四十五条の五第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧並びに同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示、閲覧の実施及び揭示

別表第四運輸政策課の港湾空港経営室の項課長の欄に次の一号を加える。

九 徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと）
徳島小松島港の万代地区小型船舶用泊地、中洲地区第一小型船舶用泊地及び中洲地区第二小型船舶用泊地に係るものに限る。）。

- 1 第四条第一項ただし書の規定による港湾施設における行為の許可
- 2 第五条第一項の規定による港湾施設の利用の禁止若しくは制限又は障害物の撤去命令、同条第二項の規定による船舶の係留場所の指定又は変更命令及び同条第三項の規定による港湾区域内の漂流物等の撤去命令
- 3 第六条の規定による港湾施設の占用等の許可
- 4 第十三条の規定による許可の取消し等又は既設工作物の改築等その他必要な措置命令
- 5 第十四条第一項ただし書の規定による原形回復義務の免除の承認及び同条第三項の規定による原形回復に係る検査

別表第四高規格道路課の項を削り、同表評価検査課の項部長の欄第四号及び課長の欄第四号中「三百人」を「百五十人以上又は同法第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール」に改める。

別表第四の三県民くらし安全局長の項の項名を「消費者くらし安全局長」に改め、同項中「生活安全課の項部長の欄」を「消費者くらし政策課の項部長の欄」に改め、同表農林水産基盤整備局長の項中「農業基盤課の項部長の欄」を「生産基盤課の項部長の欄」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第四の四 徳島県大阪本部長への委任事務に関する徳島県名古屋事務所の事務所長の

専決事項（第七条の五関係）

一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十六条の規定による所属職員（事務所長を含む。次号において同じ。）の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び無給休暇の承認

二 徳島県職員服務規程に関する次のこと。

- 1 第八条の規定による所属職員の勤務時間中の外出の承認
- 2 第九条の規定による所属職員の時間外勤務の命令
- 3 第十条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認（所属職員に係るもので、その出張先が分担区域内又は大阪市のものに限る。）

三 所属職員の勤務配置及び事務分担の決定

別表第五の四に次の一号を加える。

八 通勤手当の支給に関する規則第四条第二項の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定

別表第五の五徳島県立保健製薬環境センター所長の項に次の一号を加える。

四 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十条第二項の規定による職員による立入検査又は質問

別表第五の五徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号の1中「第四条」を「第五条」に改め、同号の2中「第七条第三号」を「第十一条第三号」に改め、同号の3中「第八条第三号」を「第十二条第三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第十三条ただし書」を「第十七条ただし書」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による基本方針の変更及び同条第五項の規定による基本方針の公表
- 2 第四条の規定による農地中間管理機構の指定
- 3 第五条第一項の規定による公告、同条第二項の規定による名称等の変更の届出の受理及び同条第三項の規定による公告
- 4 第六条第三項の規定による委員の任命の認可
- 5 第七条第一項の規定による役員を選任及び解任の認可並びに同条第二項の規定による役員解任の命令
- 6 第八条第一項の規定による農地中間管理事業規程の認可及び変更の認可並びに同条第五項の規定による農地中間管理事業規程の変更命令
- 7 第九条第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可
- 8 第十三条の規定による農地中間管理機構に対する監督命令
- 9 第十四条第一項の規定による農地中間管理事業の休止又は廃止の認可及び同条第三項の規定による公告

10 第十五条第一項の規定による農地中間管理機構の指定の取消し及び同条第二項の規定による公告

11 第十八条第一項の規定による農用地利用配分計画の認可、同条第三項の規定による公告、農用地利用配分計画の縦覧及び意見書の受理並びに同条第五項の規定による農業委員会への通知及び公告

12 第二十条の規定による農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認

13 第二十一条第二項の規定による農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認

14 第二十二条第二項の規定による業務の委託の承認

15 第二十八条の規定により知事の権限に属する信託法に規定する裁判所の権限

16 第三十一条の規定による農林水産大臣への通知

別表第五の六支所長及びセンター内課長の項第二号の3中、「(徳島県名古屋事務所にあつては分担区域及び大崎市とする。)」を削る。

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第十号及び第十一号中「危機管理部県民くらし安全局生活安全課長」を「危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課長」に改め、同表徳島県東部県土整備局長の項第十号中6を9とし、5を8とし、同号の4中「収容」を「収用」に改め、同4を同号の7とし、同号中3を6とし、2を5とし、同号の1の次に次のように加える。

2 第四十一条の二第一項の規定による指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

3 第四十一条の四第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による措置命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

4 第四十一条の六の規定による協議

別表第六徳島県東部県土整備局長の項第十五号中16を18とし、8から15までを2ずつ繰り下げ、7の次に次のように加える。

8 第四十八条の二十二第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による措置命令

9 第四十八条の二十四の規定による協議

別表第六徳島県東部県土整備局長の項中第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、第三十二号を第三十一号とし、同項第三十三号の4中「施行」を「施工」に改め、同号の8中「による」の下に「職員による」を加え、同号を同項第三十二号とし、同項中第三十四号を第三十三号とし、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号を第三十五号とし、同項第三十七号中「(昭和三十年徳島県条例第三十二号)」を削り、「こと」の下に「(1から5までにあつては、県土整備部運輸政策課港湾空港経営室長の専決に係るものを除く。)」を加え、同号を同項第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第三十九条の規定による指導別表第七第十七号の3中「勧告」の下に「、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令」を加え、同号の8中「関係行政機関への照会等」を「照会又は

協力の要請」に改め、同8を同号の12とし、同号の7中「第二十三条の三」を「第二十三条の三第一項及び第二項」に改め、「許可等に関する」を削り、同7を同号の11とし、同11の前に次のように加える。

9 第十九条の十第一項の規定による措置命令

命令

10 第二十一条の二第一項の規定による届出の受理及び同条第二項の規定による措置

別表第七第十七号中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 第十五条の十八第一項の規定による指定区域台帳の調製

5 第十五条の十九第一項から第三項までの規定による届出の受理及び第四項の規定による計画の変更命令

別表第七第十八号の2中「の規定」を「(第九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定)」に改め、同号の3中「一般廃棄物処理施設の構造又は規模の」を削り、「許可」の下に「並びに同条第三項(第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)及び第九条第六項(第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)(の規定による届出の受理」を加え、同号の4を削り、同号の5中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同5を同号の4とし、同号中6を5とし、同号の7中「同条第三項」及び「同条第四項ただし書」の下に「(同条第九項において準用する場合を含む。)」を加え、同7を同号の6とし、同号の8中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同8を同号の7とし、同号の9中「一般廃棄物処理施設の」を削り、同9を同号の8とし、同号中10を9とし、11から13までを1ずつ繰り上げ、同号の14中「産業廃棄物処理施設の構造又は規模の」を削り、同14を同号の13とし、同号の15中「産業廃棄物処理施設の」を削り、同15を同号の14とし、同号の16中「第十五条の三」を「第十五条の三第一項及び第二項」に改め、同16を同号の15とし、同表第十九号の2中「の規定による産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分」の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の」を「及び第四項の規定による」に改め、同号の4中「第十四条の三の二」を「第十四条の三の二第一項及び第二項」に改め、同号の6中「の規定による特別管理産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の」を「及び第四項の規定による」に改め、同表第二十六号の1中「特定非営利活動法人の設立等の認証の申請に係る公告」を「公告又は公表」に改め、同号の3中「設立の登記をした旨」を「登記完了」に改め、「特定非営利活動法人の設立の」を削り、同号の16中「の規定」を「(第十二条の二において準用する場合を含む。)(の規定)」に改め、同表第三十二号の2中「命令」を「措置命令」に改め、同号の4中「による」の下に「職員による」を加える。

別表第十二警務部会計課の項課長等の欄に次の五号を加える。

四 道路運送車両法に関する次のこと。

1 第七条第一項の規定による自動車の新規登録の申請

2 第十二条第一項の規定による自動車の変更登録の申請

3 第十三条第一項の規定による自動車の移転登録の申請

4 第十五条第一項の規定による自動車の抹消登録の申請

5 第五十九条第一項の規定による自動車の新規検査の申請

- 6 第六十二条第一項の規定による自動車の継続検査の申請
 - 7 第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入申請
 - 8 第七十条の規定による自動車検査証等の再交付申請
- 五 道路運送車両法施行規則に関する次のこと。
- 1 第六十三条の二第一項の規定による軽自動車使用の届出
 - 2 第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更申請
 - 3 第六十三条の六の規定による軽自動車届出済証の返納
 - 4 第六十三条の七の規定による軽自動車届出済証の再交付申請
- 六 自動車事故報告規則に関する次のこと。
- 1 第三条第一項の規定による自動車事故報告書の提出
 - 2 第四条第一項の規定による自動車事故の速報
- 七 自動車損害賠償保障法の規定に基づき自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事務の処理
- 八 原動機付自転車標識免税の申請（新規、再下付及び廃車に係るものに限る。）
 別表第十二中警務部警務課の項を削り、警務部監察課の項の次に次のように加える。

警務部 厚生課	一 徳島県警察職員（地方警務官を除く。）のうち児童手当法第十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる者の児童手当に関する事務の処理（計算及び支払に係るものを除く。）
------------	--

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第四医療政策課の項の改正規定（同項部長の欄第三号の27から34までに係る部分に限る。）は、同月二日から施行する。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
各 本 庁 構 成 機 関
東 部 各 局
各 総 合 県 民 局

徳島県統括本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県統括本部設置規程の一部を改正する訓令

徳島県統括本部設置規程（平成二十六年徳島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第二条の表消費者庁移転推進統括本部の項の項名を「消費者行政新未来創造統括本部」に改め、同項中「の県内」を「との連携並びにこれらの機関の県内」に改め、同表「v s 東京」とくしま回帰統括本部の項を次のように改める。

IOT活用推進統括本部	本県の課題解決に向けたインターネット・オブ・シンクス活用関連技術の利活用の推進に関する事。
-------------	---

第二条の表女性活躍推進統括本部の項を削り、同表国際スポーツ・文化推進統括本部の項の項名を「国際スポーツ・文化・交流推進統括本部」に改め、同項中「並びに」を「、」に改め、「イベント」の下に「並びに海外からの誘客のための取組」を加え、同表新未来産業グローバル戦略統括本部の項を次のように改める。

働き方改革推進統括本部	長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、労働環境の整備その他働き方に係る施策の総合的な推進に関する事。
-------------	---

第三条第二項の表を次のように改める。

統括本部	統括本部長	副統括本部長
消費者行政新未来創造統括本部	消費者行政新未来創造統括本部長	危機管理部次長 消費者くらし安全局長 東京本部長 地方創生局長 経営戦略部副部長 教育委員会事務局副教育長
IOT活用推進統括本部	IOT活用推進統括本部長	政策創造部副部長 保健福祉部副部長 商工労働観光部副部長 農林水産部副部長（農林水産部長が指定する者に限る。）
国際スポーツ・文	国際スポーツ・文	県民環境部副部長 保健福祉部副部長 商

化・交流推進統括本部	化・交流推進統括本部長	工労働観光部副部長 県土整備部副部長（県土整備部長が指定する者に限る。） 教育委員会事務局副教育長
働き方改革推進統括本部	働き方改革推進統括本部長	地方創生局長 県民環境部副部長 保健福祉部副部長 商工労働観光部副部長

第五条中「課に」を「課又は室に」に改め、同条の表を次のように改める。

統括本部	課又は室
消費者行政新未来創造統括本部	消費者くらし安全局新未来消費生活課
IoT利活用推進統括本部	総合政策課
国際スポーツ・文化・交流推進統括本部	県民スポーツ課国際スポーツ大会室
働き方改革推進統括本部	労働雇用戦略課

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

徳島県訓令第五号

税 務 課

徳島県東部県税局

徳島県総合県民局

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

徳島県税事務取扱規程（昭和四十三年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十四条の四第六項」を「第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年五月一日から施行する。